

## 公益財団法人山口県体育協会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）の趣旨にのっとり、公益財団法人山口県体育協会（以下「協会」という。）が保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、協会の行う事務及び事業について県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた協会の運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「法人文書」とは、協会の役員又は職員（以下「役職員」という。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（以下「文書等」という。）であつて、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。

2 この規程において「開示」とは、協会が、次の各号に掲げる文書等の区分に応じ、当該各号に定める方法により文書等を提供し、又は提示することをいう。

- (1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付
- (2) フィルム及び電磁的記録 協会が別に定める方法

### (解釈及び運用)

第3条 協会は、この規程の解釈及び運用に当たっては、協会の保有する情報を積極的に公開するよう努めるとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

### (法人文書の開示の申出ができる者)

第4条 何人も、この規程の定めるところにより、協会に対し、法人文書の開示を申し出ることができる。

### (法人文書の開示の申出の手続)

第5条 前条の規定による開示の申出（以下「開示申出」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人文書開示申出書（別記様式第1号）を協会会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開示申出に係る法人文書を特定するために必要な事項
- (3) その他協会が別に定める事項

### (開示申出に対する決定等)

第6条 協会は、開示申出があつたときは、当該開示申出があつた日から起算して10日以内に、当該開示申出に係る法人文書の開示をするかどうかの決定をしなければならない。

2 協会は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないと認められるときは、その期間を延長することができる。この場合において、協会は、当該延長の理由及び期間を開示申出をした者（以下「申出者」という。）に決定期間延長通知書（別記様式第2号）により速やかに通知しなければならない。

3 協会は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容を申出者に法人文書開示決定通知書（別記様式第3号）、法人文書部分開示決定通知書（別記様式第4号）又は法人文書非開示決定通知書（別記様式第5号）により速やかに通知しなければならない。

4 前項の場合において、法人文書の開示をしないことの決定（第10条の規定により

開示申出を拒否することの決定を含む。以下同じ。)又は第9条の規定による法人文書の開示(以下「法人文書の部分開示」という。)をすることの決定をした旨の通知をするときは、その理由及びその理由がなくなる期日を明示できる場合にあっては当該期日を前項に規定する決定通知書に具体的に記載しなければならない。

5 協会は、第1項の決定をする場合において、当該決定に係る法人文書に協会以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、必要に応じ、当該情報に係る第三者の意見を聴くものとする。

6 協会は、前項の規定による意見の聴取をした場合において、法人文書の開示をすることの決定(法人文書の部分開示をすることの決定を含む。以下「開示決定」という。)をしたときは、その旨を当該第三者に速やかに通知しなければならない。

7 協会は、第5項の規定により意見の聴取を行った第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と法人文書の開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。

(開示の実施)

第7条 協会は、前条第1項の決定をした場合において、当該決定が開示決定であるときは、前条第7項の場合を除き、速やかに当該開示をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、法人文書を閲覧に供することにより、当該法人文書が汚損され、又は破損される恐れがあるとき、法人文書の部分開示をするときその他相当の理由があるときは、当該法人文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 前項の規定により法人文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することは、第9条の法人文書の開示とみなす。

(開示をしないことができる法人文書)

第8条 協会は、開示申出に係る法人文書に 次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該法人文書の開示をしないことができる。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(次に掲げる情報を除く。)

イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報

ロ 公表することを目的として協会が保有している情報

ハ 協会の役職員又は公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職又は氏名であって、当該役員又は当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの(公開することにより、当該役員又は当該公務員の権利が不当に侵害されおそれがあるものを除く。)

(3) 法人(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)並びに協会を除く。)その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人に不利益を与える恐れがあるもの(次に掲げる情報を除く。)

イ 法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ロ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

- (4) 協会又は国等の機関の事務又は事業に係る意思形成の過程において行われる協会の内部又は協会と国等の機関との間における審議、調査、研究、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業に係る意思形成に著しい支障が生ずる恐れのあるもの
- (5) 協会又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針、その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にする恐れがあるもの
- (6) 協会と協会以外のものとの間における協議、依頼等により役職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、協会と関係当事者との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれる恐れがあるもの

(部分開示)

第9条 協会は、開示申出に係る法人文書に前条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に区分することができるときは、その部分を除いて、当該法人文書の開示をしなければならない。

(法人文書の存否に関する情報)

第10条 開示申出に対し、当該開示申出に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、第8条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、協会は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(費用の負担)

第11条 第7条第1項の規定による法人文書の写しの交付又は同条第2項の規定による法人文書を複写したものの写しの交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

(不服の申出等)

第12条 法人文書の開示をしないことの決定若しくは法人文書の部分開示をすることの決定に不服がある申出者又は開示決定に不服がある第三者は、当該決定を知った日の翌日から起算して60日以内に、協会に対し、不服の申出をすることができる。

2 前項に規定する申出があったときは、協会会長に対し、不服申出書(別記様式第6号)を提出して行わなければならない。

3 協会は、前項に規定する申出があったときは、遅滞なく、山口県と協議し、不服申出回答書(別記様式第7号)により回答を行うものとする。

(山口県への説明等)

第13条 協会は、山口県から前条第3項による協議に必要と認められる法人文書の閲覧及び協会の役職員に対する意見聴取を求められた場合には、これらに応じるものとする。

(法人文書の管理)

第14条 協会は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

(山口県による指導等)

第15条 協会は、この規程の実施に関し必要があるときは、山口県に対し、指導又は助言を求めるものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、協会が

別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

## 法人文書開示申出書

年 月 日

公益財団法人山口県体育協会  
会長 様

郵便番号  
申出者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) -

公益財団法人山口県体育協会情報公開規程第 5 条の規定により、下記のとおり法人文書の開示の申出をします。

### 記

法人文書の件名 又 は 内 容	
開 示 の 方 法	<p>1 閲覧（視聴を含む） ① 用紙等                      ② 専用機器</p> <p>2 写しの交付 ① 用紙等                      ② その他                      具体的に (                      ) 写しの送付 ( ① 希望する                      ② 希望しない )</p> <p>(該当するものの番号を○で囲んで下さい。)</p>

注 写しの送付を希望される場合は、送付に要する費用を負担していただきます。

## 決定期間延長通知書

年 月 日

様

公益財団法人山口県体育協会  
会長 印

年 月 日付けで申出のありました法人文書の開示については、公益財団法人山口県体育協会情報公開規程（以下「規程」という。）第6条第2項の規定により、下記のとおり決定期間を延長しましたので通知します。

記

法人文書の件名	
規程第6条第1項の規程による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日
延長の理由	
担当課名等	電話番号（ ） — 内線

## 法人文書開示決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人山口県体育協会  
会長 印

年 月 日付けで申出のありました法人文書の開示については、公益財団法人山口県体育協会情報公開規程第6条第1項の規定により、下記のとおり開示をすることと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

法人文書の件名	
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
担当課名等	電話番号 ( ) - 内線

- 注 1 法人文書の開示を受ける場合は、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。

## 法人文書部分開示決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人山口県体育協会  
会長 印

年 月 日付けで申出のありました法人文書の開示については、公益財団法人山口県体育協会情報公開規程（以下「規程」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり部分開示をすることと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

法人文書の件名	
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
開示をしない部分	
開示をしない理由	規程第8条第 号該当
※開示をしない理由がなくなる期日	年 月 日
担当課名等	電話番号（ ） — 内線

（教示） この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会会長に対し不服の申出をすることができます。

- 注 1 法人文書の開示を受ける場合は、この通知書を係員に提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- 3 ※印欄は、開示をしない理由がなくなる期日を明示できる場合にのみ記載してあります。法人文書の開示を希望される場合は、記載された期日以後に改めて法人文書の開示の申出をしてください。



## 法人文書非開示決定通知書

年 月 日

様

公益財団法人山口県体育協会  
会長

印

年 月 日付けで申出のありました法人文書の開示については、公益財団法人山口県体育協会情報公開規程（以下「規程」という。）第6条第1項の規定により、下記のとおり開示をしないことと決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

法人文書の件名	
開示をしない理由	規程第8条第 号該当
※開示をしない理由がなくなる期日	年 月 日
担当課名等	電話番号（ ） - 内線

（教示） この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、協会会長に対し不服の申出をすることができます。

注 ※印欄は、開示をしない理由がなくなる期日を明示できる場合にのみ記載してあります。法人文書の開示を希望される場合は、記載された期日以後に改めて法人文書の開示の申出をしてください。

# 不 服 申 出 書

年 月 日

公益財団法人山口県体育協会  
会長 様

郵便番号  
申出者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) -

年 月 日付け 第 号による決定について、下記のとおり不服の申出をします。

## 記

不服の申出に係る 決 定 の 内 容	
不服の申出に係る処分が あったことを知った年月日	年 月 日
不服の申出の趣旨	
不服の申出の理由	
そ の 他	

# 不 服 申 出 回 答 書

年 月 日

様

公益財団法人山口県体育協会  
会長

印

年 月 日付けで提出のありました 年 月 日付け  
第 号による（部分開示）非開示決定に対する不服の申出については、下記のと  
おり決定しましたので回答します。

## 記

主 文	
不服の申出の趣旨	
決 定 の 理 由	

(参考1)

年 月 日

様

公益財団法人山口県体育協会  
会長

印

公文書の開示に係る意見について（照会）

公益財団法人山口県体育協会情報公開規程第5条の規定により、下記のとおり  
に関する情報が記録された法人文書の開示の申出がありました。  
つきましては、当該法人文書を開示するかどうかの決定をする際の参考としたいので、別  
紙「法人文書の開示に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してく  
ださるようお願いいたします。

記

法人文書の件名	
法人文書に記録されている に関する情報の内容	
担当課名等	電話番号（ ） — 内線

(参考2)

## 法人文書の開示に係る意見書

年 月 日

公益財団法人山口県体育協会  
会長 様

郵便番号  
申出者 住 所  
氏 名  
電話番号 ( ) -

年 月 日付け 第 号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

法人文書の件名	
<p>1 開示については支障がない。</p> <p>2 開示については支障がある。</p> <p>(1) 支障がある部分</p> <p>(2) 支障がある理由</p>	

注 該当する番号を○で囲み、2を○で囲んだ場合には、「支障がある部分」、「支障がある理由」についても記入してください。

(参考3)

### 第三者意見聴取票

照 会 年 月 日	年 月 日
照会者の職及び氏名	
回答者の住所及び氏名	住所 氏名
法人文書の件名	
法人文書に記録されている第三者に関する情報の概要	
回 答 の 概 要	1 開示については支障がない。 2 開示については支障がある。  (1) 支障がある部分    (2) 支障がある理由

- 注 1 「回答者の住所及び氏名」欄は、法人その他の団体にあつては、事務所の所在地又は代表者の住所並びに事務担当者の職及び氏名を記入すること。
- 2 「回答の概要」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 3 「回答の概要」欄の「支障がある部分」及び「支障がある理由」は、具体的かつ詳細に記入すること。